

案

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>第21条の2　条例別表第2の19の2の項の市規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の市規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。</u></p> <p>(1) <u>当該健康増進事業の実施に係る者に係る生活保護実施関係情報</u></p> <p>(2) <u>当該健康増進事業の実施に係る者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報</u></p> <p>(3) <u>当該健康増進事業の実施に係る者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</u></p> <p>(4) <u>当該健康増進事業の実施に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報</u></p>	[新設]
<p><u>第21条の3　条例別表第2の19の3の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号</u></p>	<p><u>第21条の2　条例別表第2の19の2の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号</u></p>

に定める情報とする。

[(1)～(3) 略]

に定める情報とする。

[(1)～(3) 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。